

第5期地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画の概要

○根拠法令…社会福祉法第107条

○主要内容…地域における以下の事項

- ①高齢者・障害者・児童その他の福祉で共通の取組み
- ②福祉サービスの適切な利用推進
- ③社会福祉を目的とする事業の健全発達
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加促進
- ⑤包括的な支援体制の整備

定期的な分析評価等に努め、必要に応じて変更する。(本市は1期5年)

地域住民等の意見の反映に努める。(アンケート、パブリックコメント)

2. 第5期地域福祉計画の策定

○今期計画…第4期(令和4年度から令和8年度まで、市HP公表 ※概要版を添付)

→第5期(令和9年度から令和13年度まで)の策定準備

○主な日程…令和7年度(アンケート実施、計画案作成)

令和8年度(審議会に諮る、パブリックコメント実施)

○主な変更…再犯防止計画の策定、一体化

※令和2年度の社会福祉法改正に伴い、国から地域福祉計画の策定ガイドラインが示され、上記1-①の中に盛り込まれたこと等による。

重層的支援体制整備事業実施計画の一体化

※今期の実施計画が令和8年度末で終了し、見直しの時期を迎えること、視点や内容で重複する部分が多いこと等による。

3. 再犯防止計画の概要

○根拠法令…再犯の防止等の推進に関する法律

→国・地方公共団体の再犯防止の施策が努力義務

○主要内容…再犯を予防するために社会全体で支援する取組み

4. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要

○根拠法令…社会福祉法第106条の5

→重層的支援体制整備事業を実施する地方公共団体の努力義務

事業の適切かつ効果的な実施に向けた理念等の共有

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画(市HP公表)

○主要内容…相談支援機関・地域づくり事業の拠点等の設置箇所数、形態

多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続的支援・参加支援の実施体制

重層的支援会議の実施方法、支援関係機関間の連携